

2025年2月

お客さま各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」における「2026年度末までの手形と小切手の全面的な電子化」に向けて、以下の通り取り組んでまいりますので、お知らせいたします。

1. 当座預金の新規口座開設の停止

2025年4月1日（火）より、当座預金の新規口座開設を停止いたします。

事業性資金にかかる新規口座の開設を希望される場合は、「普通預金口座」もしくは「決済用普通預金口座」のいずれかをご利用ください。

なお、現在当座預金をご利用中のお客さまについては、引き続き当座預金をご利用いただけます。

2. 2027年4月以降を期日とする手形等の取立受付の停止

2025年4月1日（火）より、2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含みます）について、期日管理が必要な代金取立の受付を停止いたします。

該当の手形等をお持ちのお客さまにおかれましては2025年3月31日（月）までにお取引店にてお手続きください。2025年4月以降、該当の期日の手形等につきましては、支払呈示期間中にお取引店でご入金をお願いいたします。

手形・小切手の電子化のメリットは、現物紛失のリスク低減のほか、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙代などのコスト削減など、支払側と受取側双方にあります。お客さまにおかれましても、電子記録債権（でんさいネットサービス）ならびにインターネットバンキング「とうしん法人 WEB-FB サービス」などの電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。